

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

会計課

【告示】

○ 優良図書推奨

○ 有害図書の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の更新

○ 土地収用法に基づく事業の認定

○ 一般競争入札の実施

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効

○ 平成二十七年岡山県教育委員会職員（埋蔵文化財発掘調査員）採用候補者選考試験の実施

○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則

○ 優良図書推奨

○ 有害図書の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の更新

○ 土地収用法に基づく事業の認定

○ 一般競争入札の実施

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効

○ 平成二十七年岡山県教育委員会職員（埋蔵文化財発掘調査員）採用候補者選考試験の実施

【教育委員会】

教育委員会

目次

担当課（室）

【人事委員会】

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

人事委員会

◎岡山県規則第四十三号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。
第七十条第一項中「二十日」を「十五日」に、「翌月」を「その翌月から三月間」
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第七十条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に同
項に規定する報告の期限が到来する収支計画について適用する。

◎岡山県告示第百二十二号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十六年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象
1	かぜのでんわ	いもと ようこ 作・絵	金の星社	小学生(低)
2	かあさんのしっぽっぽ	村中 季衣 作 藤原 ヒロコ 絵	BL出版	〃 (低)
3	なんでそんなことするの？	松田 青子 作 ひろせ べに 絵	福音館書店	〃 (中)
4	ふたりは世界一！	アソビレス・バルバ 作 宇野 和美 訳 おくやま ゆか 絵	偕成社	〃 (中)
5	カンナ道のむこうへ	くぼ ひでき 作 志村 貴子 絵	小峰書店	〃 (高)
6	クダノビツクリバコ	いとう ひろし 作	偕成社	〃 (高)
7	アイスマラネット	椎 名 誠 作	講談社	中学生

◎岡山県告示第三百二十三号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十六年六月六日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	季刊誌	Andrioidスマートフォンナビに使える便利ワザ裏ワザvol.7	鉄人社
2	月刊誌	裏モノJAPAN 7月号	鉄人社
3	〃	恋愛白書パステル 7月号	宙出版
4	〃	チャンプロード 7月号	笠倉出版社

◎岡山県告示第三百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

医療法人千水会びぜんメンタルクリニック

備前市伊部字田井山一二五九一一

平成二十六年六月一日

矢掛町国民健康保険病院

小田郡矢掛町矢掛二六九五

平成二十六年六月一日

小野薬局宇野店

玉野市宇野一―一二二二五

平成二十六年六月一日

めぐみ薬局

笠岡市中央町二二―一一

平成二十六年六月一日

ふじ薬局備前店

備前市伊部一二五九一二

平成二十六年六月一日

◎岡山県告示第三百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十六年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所在地	指定年月日
えがお訪問看護ステーションわけ アイプラス薬局児島店	和気郡和気町日室一七一―一 倉敷市児島元浜町七八三―六	平成二十六年六月一日 平成二十六年六月四日

◎岡山県告示第三百二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十六年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

社会福祉法人義風会

二 事業の種類

認知症対応型共同生活介護事業所整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県岡山市北区芳賀地内

2 使用の部分 岡山県岡山市北区芳賀地内

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

認知症対応型共同生活介護事業所整備事業（以下「本件事業」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第四号に規定する第二種社会福祉事業である認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設を整備する事業であり、法第三条第二十三号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人義風会は、本件事業に要する経費について財源措置を講じているとともに、平成五年の設立以来、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行っており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、岡山市が策定した岡山市第五期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、起業者が岡山市北区の中学校区に地域密着型サービス事業である認知症対応型共同生活介護事業所を整備するものであり、地域の認知症高齢者に安定したサービスを提供し、また、地

域福祉サービスの拠点施設として機能できること等から、地域における社会福祉の増進に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業計画においては、①交通の利便性が良いこと、②生活環境が良く、利用者にとって暮らしやすいこと、③事業費が廉価であること、④小学校区内における認知症対応型共同生活介護事業所の必要性が高いことを条件として複数の候補地案について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象の事業となっていないこと、起業者が現地調査や既存文献を基に行った調査によると、本件事業に係る土地には、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)及び絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)により、特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられなかったことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、岡山市第五期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき平成二十六年度以内に認知症対応型共同生活介護事業所を開設することとされており、また、地域住民の強い要望もあることから、早急に施行されるべき事業と認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定による事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

岡山市北区役所総務・地域振興課

平成26年6月6日 岡山県公報 第11590号

〔二七二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山県民局庁舎で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

(4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における 使用予定電力量
備前県民局本館	岡山市北区弓之町6-1	392,000kWh
備前保健所	岡山市中区古京町1-1-17	244,000kWh
東備地域事務所	和気郡和気町和気487-2	247,000kWh
備前県民局	倉敷市羽島1083	491,000kWh
井笠地域事務所	笠岡市六番町2-5	254,000kWh
高梁地域事務所	高梁市落合町近似286-1	272,000kWh
新見地域事務所	新見市高尾2400	241,000kWh
美作県民局第一庁舎	津山市山下53	420,000kWh
真庭地域事務所	真庭市勝山591	162,000kWh
勝英地域事務所	美作市入田291-2	353,000kWh

(5) 入札方法

入札に当たっては、(4)の10施設を一括で一入札単位とする。入札説明書に示す方法に従って計算した、施設ごとの年間の参考総価金額の10施設分の合計金額をもつて、入札金額とすること。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、平成25年4月から平成26年3月までの使用実績等に基づ

岡山県公報 第11590号 平成26年6月6日

づくものであり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成26年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、資格区分がAであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- (6) 二酸化炭素排出原単位（国内クレジット反映後：調整後排出係数適用）、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき平成26年7月17日（木）午後4時までに申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7537 (直通)

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部県民生活交通課総務班

電話 (086) 226-7252 (直通)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成26年6月6日(金)から同年7月17日(木)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。また、岡山県県民生活部県民生活交通課のホームページからもダウンロードすることができる。

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/25/>

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年7月29日(火)午後2時(郵送等による入札書の受領期限は、同月28日(月)午後5時)

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁入札室(岡山県庁地下1階)

5 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札書を4(3)の期限までに提出する以外に、一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類を平成26年7月17日(木)午後5時までに、4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

岡山県公報 第11590号 平成26年6月6日

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札は, 無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity for General Services Bureau building
3, 076, 000kWh

(2) Delivery period:

From 1 October, 2014 through 30 September, 2015

(3) Delivery place:

Bizen General Service Bureau (main building)

6-1 Yumino-cho, Kita-ku, Okayama-shi

Bizen Health Care Center

1-1-17 Furugyo-cho, Naka-ku, Okayama-shi

Tobi Regional Office

487-2 Wake, Wake-cho, Wake-gun

Bicchu General Service Bureau

1083 Hashima, Kurashiki-shi

Ikasa Regional Office

2-5 Rokuban-cho, Kasaoka-shi

Takahashi Regional Office

286-1 Chikanori, Ochiai-cho, Takahashi-shi

Nimi Regional Office

2400 Takao, Nimi-shi

Mimasaka General Service Bureau

53 Sange, Tsuyama-shi

Maniwa Regional Office

591 Katsuyama, Maniwa-shi

Shoei Regional Office

291-2 Nyuta, Mimasaka-shi

(4) Time-limit for tender :

2:00 P.M. 29 July, 2014 (by mail 5:00 P.M. 28 July, 2014)

(5) Contact point for the notice :

Citizen Affairs and Traffic Policy Division, Citizens services department,

Okayama Prefectural Government, 2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi,

Okayama-ken, 700-8570, Japan

TEL 086-226-7252 (direct dialing)

〔二七二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リンク

三 代表者の氏名

永田 拓

四 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町服部一八九五番

五 定款変更の内容

1 特定非営利活動に係る事業のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護事業を行わないこととする。

2 新たに特定非営利活動に係る事業として、地域生活支援事業を行うこととする。

〔二七三〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成二十六年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

勝英六二	登 録 番 号	
森本 惣一	氏名又は 名称は	生 産 事 業 者
津山市西中九二二	住 所	
種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	生 産 事 業 の 内 容	
森本惣一苗 畑住所地に 同じ	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	

◎岡山県教育委員会公告

平成二十七年年度岡山県教育委員会職員（埋蔵文化財発掘調査員）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成二十六年六月六日

岡山県教育委員会

一 試験の目的

この試験は、平成二十七年年度岡山県教育委員会職員（埋蔵文化財発掘調査員）採用の選考資料とするために実施する。

二 採用職種

埋蔵文化財発掘調査員

三 採用予定人員

二名

四 職務内容

岡山県内の埋蔵文化財の発掘調査及び調査報告書の作成のほか、広く文化財の保護、活用等に関する業務に従事する。

五 受験資格

1 次のいずれにも該当する者

(1) 昭和五十九年四月二日以降に生まれた者

(2) 大学若しくは大学院で考古学を専攻した者又はこれに準ずる者

(3) 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条に規定する学芸員の資格を有する者又は平成二十七年三月末日までに取得見込みの者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

六 受験申込み

1 受付期間

平成二十六年六月九日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの期間中（土曜日及び日曜日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで。なお、郵送の場合は、同日までの消印があるものは受け付ける。

平成26年6月6日 岡山県公報 第11590号

2 提出書類

- (1) 受験申込書（所定の様式による。）
- (2) 受験票（所定の様式による。）
- (3) 発掘調査歴及び業績の目録（所定の様式による。）

3 受付場所

岡山県教育庁教育政策課人事班

（〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号）

（電話 （〇八六）二二六―七五六八 直通）

4 受験票の交付

受験票は、受付締切後、平成二十六年六月二十五日（水曜日）頃発送するが、同月三十日（月曜日）を過ぎても受験票が届かない場合は、岡山県教育庁教育政策課人事班まで連絡すること。

5 インターネットによる申込み

インターネットによる受験申込みも平成二十六年六月九日（月曜日）八時三十分から同月二十日（金曜日）十七時まで受け付ける。詳細は、岡山県教育庁教育政策課ホームページを参照すること。

七 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 一般教養試験（択一式）
- (2) 考古学及び歴史学に関する専門試験
- (3) 考古学に関する調査実務

2 第二次試験

- (1) 適性検査
- (2) 小論文
- (3) 口述試験（面接・口頭試問）

八 試験の日時及び場所

1 第一次試験

平成二十六年七月六日（日曜日）九時十五分から十五時五分まで

岡山県立岡山朝日高等学校（岡山市中区古京町二丁目二番二一号）

2 第二次試験

平成二十六年八月六日（水曜日）九時から十七時まで

第一次試験の合格者に対して別に通知する場所

九 合格者の発表

第一次試験については平成二十六年七月二十五日（金曜日）に、第二次試験については同年八月二十九日（金曜日）に、岡山県教育庁教育政策課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者に対して直接通知する。

十 受験申込書等の請求先

受験申込書、受験票及び試験実施要項は、岡山県教育庁教育政策課人事班において交付する。なお、郵便で受験申込書等を請求する場合は、宛て先明記の返信用封筒（定形の場合は、九十二円分の切手を貼り付けたもの）を同封のこと。また、岡山県教育庁教育政策課ホームページからもダウンロードすることができる。

十一 採用及び採用後の給与

1 採用

合格者は、原則として平成二十七年四月一日付けで採用する。

2 給与

給料月額は、大学を卒業した者の場合一八四、〇〇〇円で、このほか諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等）をそれぞれの条件で支給する（平成二十六年四月採用者（新卒者）の場合）。なお、今後の給与改定の状況によつては、支給額が増減することがある。

十二 受験上の配慮

身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、受験申込み時に連絡すること。

十三 その他

1 受験申込書の記載内容が事実と相違する場合は、合格を取り消すことがある。

2 受験手続その他の詳細については、岡山県教育庁教育政策課人事班に問い合わせる。

◎岡山県人事委員会規則第十三号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年六月六日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「医療法人社団思誠会」を「医療法人思誠会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。